人権相談・啓発等事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的に「人権相談・啓発等事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効率的・効果的に実施する ため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は、「平成30年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止 条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しません。

1 人権相談·啓発等事業

(1) 事業の趣旨・目的

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に基づき人権施策を積極的に推進することにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現するために、大阪府と府内市町村の共同の取組みとして本事業を行います。

今回の本事業の実施にあたっては、幅広い分野の民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、社会情勢や府民ニーズに合った事業展開を目指し、事業を効率的・効果的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

(2) 業務概要

- ① 人権相談事業(専門相談事業、ネットワーク事業)
 - : 的確・迅速・有効な対応を可能とする相談体制を構築すること。
- ② 人材養成事業
 - :人権相談・啓発等に携わる者を幅広くかつ効果的に養成すること。
- ③ 人権啓発支援事業
- : 市町村の人権啓発事業が効果的なものとなるよう企画・アイデア・情報を提供すること。 なお、上記3事業については相互に連携しながら効果的に実施すること。

(3)事業実施期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

ただし、上記(2)の①人権相談事業のうち、専門相談事業は、平成30年5月1日から平成33年3月31日まで

(専門相談事業については平成30年4月1日から同年4月30日までを引継期間として、前受託事業者による業務実施のもと引継ぎ作業を行っていただきます。大阪府は、この期間の同引継ぎ作業にかかる費用は負担しません。)

(4)事業内容

別添「業務委託仕様書」のとおりとします。

(5)条件等

ア 事業のうち、上記(2)の②人材養成事業、③人権啓発支援事業については、大阪府と府内市

町村とが共同して取り組むこととしており、「人権啓発・人材養成事業に関する協定書」 (以下「協定書」という。)に基づき、大阪府と府内市町村とがそれぞれ事業費を同額負担 することとしています。

イ 上記(2)の②人材養成事業、③人権啓発支援事業の実施にあたり、府内市町村のうち、大阪府と協定書を締結しない市町村があった場合、当該市町村にかかる事業は実施しないこととします。

事業を実施しないことに伴い、当該市町村が負担予定の事業費及びそれと同額の大阪府が 負担予定の事業費を減額します。

- ウ 下記(6)の人材養成事業及び人権啓発支援事業にかかる契約金額の上限が上記理由により 減額変更され(以下、当該減額変更された人材養成事業及び人権啓発支援事業にかかる契 約金額の上限を単に「変更後の契約金額の上限」といいます。)、その結果、変更後の契約 金額の上限が受託予定事業者の人材養成事業及び人権啓発支援事業にかかる提案金額を下 回る場合は、変更後の契約金額の上限を委託金額とし、委託契約を締結するものとします。
- エ 業務委託仕様書において件数や回数などで記載した実績や想定の数値は、提案において参 考とするためのものであり、実際には記載した実績や想定を上回る実績が生じたとしても、 契約金額の増額はしません。

(6) 委託上限額

129,692,000円(消費税及び地方消費税を含む)

【内訳】

人権相談事業の上限額

60, 239, 000 円

(平成30年5月1日から平成33年3月31日までの35か月分、及び人権相談事業の うちネットワーク事業の平成30年4月1日から平成30年4月30日までの1か月分)

人材養成事業及び人権啓発支援事業の上限額 69,453,000円

(平成30年4月1日から平成33年3月31日までの36か月分)

- ・提案者は、下記の「委託上限額」、「人権相談事業の上限額」及び、「人材養成事業及び 人権啓発支援事業の上限額」のそれぞれの上限額を上回らない金額で提案してくださ い。いずれかの上限額を上回る提案を行った場合、失格となります。
- ・なお、年度ごとの委託上限額は次のとおりです。

年度	年度別	人権相談事業の	人材養成事業及び
	委託上限額	上限額	人権啓発支援事業の上限額
平成 30 年度	42, 154, 000 円	19,003,000円(*)	23, 151, 000 円
平成 31 年度	43, 769, 000 円	20, 618, 000 円	23, 151, 000 円
平成 32 年度	43, 769, 000 円	20, 618, 000 円	23, 151, 000 円

* I 人権相談事業の i)専門相談事業(業務委託仕様書2 P 参照)については、 平成30年5月1日からの事業実施とします。

2 スケジュール

平成30年 2月16日(金) 公募開始 平成30年 2月23日(金) 説明会開催

平成30年 2月28日(水) 質問受付締切

平成30年 3月15日(木) 提案書類提出締切(正午)

平成30年 3月22日(木) 選定委員会

平成30年 4月 1日(日) 契約締結・事業開始

平成33年 3月31日(水) 事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同事業体(以下「共同事業体」という。)であること。なお、共同事業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 149 号) 附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各 号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における 最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げ

る措置要件に該当する者でないこと。

- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者((1) キに掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者((1) キに掲げる者を除く。)でないこと。
- (8) 大阪府を当事者の一方とする契約(大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務 の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札 談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰 に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成30年2月16日(金)から平成30年3月15日(木)まで (土曜日及び日曜日を除く。午前9時30分から午後5時まで、3月15日(木)は正午ま で。)

イ 配布場所及び受付場所

大阪府府民文化部人権局人権企画課企画グループ

住 所:大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)38階

電話番号:06-6210-9280 FAX番号:06-6210-9286

メールアドレス: jinken@sbox.pref.osaka.lg.jp

ウ配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、府民文化部人権局ホームページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/course/soudankeihatupropo.html) からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

工 受付期間

平成30年3月1日(木)から平成30年3月15日(木)まで (土曜日及び日曜日を除く。午前9時30分から午後5時まで、3月15日は正午まで。)

才 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

企画提案公募にあたっては、別添「業務委託仕様書」に留意してください。

- ア 応募申込書(様式1:[原本]1部、[コピー]10部)
- イ 企画提案書(様式2:[原本]1部、[コピー]10部)
- ウ 応募金額提案書(様式3:[原本]1部、[コピー]10部)
- エ 共同事業体で参加の場合
 - ①共同事業体届出書(様式4:[原本]1部)
 - ②共同事業体協定書(写し)(様式5:1部)
 - ③委任状(様式6:[原本]1部)
 - ④使用印鑑届(様式7-1又は7-2:[原本]1部)
- 才 誓約書(参加資格関係)(様式8:[原本]1部)

(3) 添付書類

- ア 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明してください。)
 - ・法人の場合に提出してください。
- イ ①法人登記簿謄本(1部)
 - ・法人の場合に提出してください。
 - 発行日から3カ月以内のもの
 - ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)
 - ・個人の場合に提出してください。
 - 発行日から3カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
 - ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から3カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)
 - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない応募者は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに 代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し(1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- オ 「行政の福祉化」に関する報告書(様式9:[原本]1部)
- カ 障害者雇用状況報告書の写し(1部)
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主(常時雇用労働者数が50人以上)に義務化されている「障害者雇用状況報告書(様式第6号)」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を

併せて提出してください。)

・報告義務のある方のみ提出してください。

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

- ア 応募は1者1提案とします(共同事業体構成員として参加する場合を含む)。
- イ 応募書類はモノクロ(白黒)としてください。
- ウ 応募書類の提出に際しては、原本、コピーをそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体(CD-R等)での提出もお願いします。
- エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。 なお、提案事業者名の記載は原本のみとします。コピーには記載しないとともに、他に事業 者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

<記入例>「人権相談・啓発等事業」企画提案書

株式会社〇〇(法人名は原本のみ記載)

- オ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正等を求める場合を除く)。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

本事業の提案に参加を希望する者は説明会に参加してください。

(1) 開催日時

平成30年2月23日(金) 午前10時から(2時間程度) ※終了時刻は進行状況により前後する場合がありますのでご了承ください。

(2) 開催場所(地図参照)

咲洲庁舎23階(まち側)共用会議室6(住所:大阪市住之江区南港北1-14-16) 来庁の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。(有料の駐車場はあります。)

- (3) 申込方法
 - ◇別紙「事業者向け説明会参加申込書」に、事業者名、参加人数、参加者職氏名、連絡先を記 入のうえ、電子メール又はFAXでお申し込みください。
 - ◇電子メールによる申し込みの場合、「件名」の始めに「【説明会申込】」と明記してください。 ※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※会場の都合により、応募者1者につき5名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

平成30年2月21日(水) 午後5時(必着)まで

(5) その他

説明会当日には、当事業の詳細資料(実績報告)を配付します。



6 質問の受付

- (1) 受付期間
 - 公募開始日から平成30年2月28日(水) 午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法
 - ◇電子メール(アドレス: jinken@sbox.pref.osaka.lg.jp)又はFAXで受け付けます。
 - ◇別紙「質問票」に記載のうえ、お送りください。
 - ◇電子メールによる場合、「件名」の冒頭に「【質問】」と明記してください。
 - ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。
 - (土曜日及び日曜日を除く。午前9時30分から午後5時まで)
 - イ 質問への回答は、平成30年3月6日(火)までに府民文化部人権局ホームページ (http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/course/soudankeihatupropo.html) に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

- (1) 審査方法
 - ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。(※実施基準8(5)参照のこと)
 - イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査(平成30年3月22日(木)(予定)の選定 委員会で実施)にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。
 - プレゼンテーション審査にはパワーポイント等に係る機材は使用できませんので、ご了承く ださい。
 - ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審 査 内 容	配点
基本的事項	「大阪府人権施策推進基本方針」の趣旨や、この事業の目的を理解し、 提案にあたって踏まえるべき共通事項を踏まえ、次に掲げる内容について、明確かつ具体的に記述されているか。 ・人権相談事業、人材養成事業、人権啓発支援事業の各事業間の連携策について具体的な内容を提案に盛り込まれているか。 ・委託事業を効果的・効率的に実施するための組織体制について具体的な内容が盛り込まれているか。また、受託者が複数の者からなる場合においては、役割や責任分担等があいまいとならないための方策が盛り込まれているか。 ・個人情報の保護、漏洩防止等に必要な取り組みは具体的に記述されているか。 ・相談業務従事予定者の経歴や資格等は事業の趣旨に照らして適当なものか。 ・人権啓発アドバイザー設置・派遣事業において配置予定の人材や体制は事業の趣旨に照らして適当なものか。	1 5
事業の企画内容	業務委託仕様書に記載する目的、業務内容、留意事項等を踏まえ、下記の各事業について実効性を有した提案となっているか。 ①人権相談事業 (配点20点) i)専門相談事業 ・府民からの多様な相談ニーズに幅広く応じることができる相談窓口の運営方法について ・困難事案等への相談に対して、出張相談、フォローアップの実施等に関係機関との連携等により的確・迅速に対応していくための方策について ・個々の相談事案のサポートにとどまることなく、市町村の相談機能の向上につながる効果的な事業メニューについて(特に、人権相談員が日常の相談業務における手引きとする冊子『人権相談のてびき』の更新について(相談員が、より活用しやすいものとなるための具体的な更新方策) ・専門的な知見を必要とする相談事案を想定し、具体的な専門家をあげながら、それらの専門家を効果的に活用するための方策について(個々の専門家に助言を求めるだけでは解決につながらないような複雑・困難な事案への対応策) ii)ネットワーク事業 ・「おおさか相談フォーラム」及び「相談事例研究会」の具体的な内容について(参加者の大幅増をめざすための具体的な方策) ・加盟機関同士・担当者同士の交流を促進し、連携を強化するために有効な方策について ・相談件数等の集約公表を行うにあたり、適切な指導・助言等を得ることができる学識経験者等の候補者をあげた、具体的な方策について	6 0点

	て		
	②人材養成事業 (配点20点)		
	・多種多様な受講希望者の受講ニーズに柔軟に対応でき、より多くの		
	受講者が見込まれ、効果的に研修効果をあげることが可能となるカ		
	リキュラム案、日程、講義形態、コース等の概要について		
	・コース受講者の修了認定方法について(受講した当該コースの内容		
	についての理解度を確認・判定するための適切な方法)		
	・講師の選定方法・方針について		
	・多くの受講希望者が受講しやすい講義開催予定場所・時期・回数等		
	について ・受講希望者を増やすための人材養成事業の効果的なPR方法につい		
	て		
	③人権啓発支援事業 (配点20点)		
	i)人権啓発アドバイザー設置・派遣事業		
	・市町村からの企画立案の相談を受けるに当たっての人材の配置、体		
	制について		
	・市町村啓発担当者がより積極的に本事業を活用できるような取組み		
	について		
	・他の市町村が企画立案の参考にするための相談事例のフィードバッ クについて		
	うにういて ii) 人権関連情報収集・提供事業		
	・情報の収集・編集・提供の方法(情報の収集を行う範囲、市町村が		
	理解しやすい情報の編集、提供形式、手法等)について		
	・市町村からの求めに応じ、人権関係情報を検索し、随時提供するた		
	めの具体的な手法について		
	iii)講師リストの作成・講師紹介事業		
	・講師リストの詳細(作成可能な講師リストの規模、講師の種別、そ		
	の他の記載する事項、作成時期、リストの提供方法など)について		
	・講師リストの充実方策(掲載件数や記載内容)について		
	・紹介が可能な講師について		
	・以下の計算式により得点を算出し、評価する。		
用積算根拠の妥			
当性		20点	
(価格点)	満点(20 点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格		
	① 就職困難者の雇用・就労支援		
府施策との整合	・各就労支援センター(地域就労支援センター、障害者就業・生活支		
	援センター、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター、ホームレ		
	ス自立支援センター、地域若者サポートステーション、生活困窮者	5点	
	自立支援機関)による就職困難者の雇用を行っている。		
	② 障がい者の雇用に関する取り組み		
	・平成29年6月1日時点における障がい者の実雇用率		
·			
		100 点	

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、採択に関わらず、応募いただいた全応募者に書面にて通知します。

- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を府民文化部人権局ホームページ(URL: http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/course/soudankeihatupropo.html)において公表します。なお、応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。
- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点 *品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて 入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オーその他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・ 金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、会計年度の四半期毎に実績を確認の上、支払い、年度末に精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式 10) を提出いただきます。誓約書を提出しないときは大阪府は契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又 は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、 次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各 号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求

を受けた者

- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を 地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面 金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相 当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。 この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。
 - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約(保険金額は、 契約金額の100分の5以上)を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保 険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号)第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出(国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募 提案・見積心得、公募要領、業務委託仕様書等を熟読し遵守してください。